

人畜改帳に小倉城下町に住んだ者の記載はないが、皮革を取り扱う者は小倉城下町に住んでいることが窓永四年（一六二七）の「細川藩日帳」から分かる。城下の東町（細川忠興が小倉城築城のとき新たに開いた紫川から東の郭内）に住む四郎兵衛という「かわた」が盜難にあり、奉行に訴え出た記事がある。このことから、当時は皮革関係者が混住しており、後世のように被差別部落に居住させられて差別を受けるようなこともなかつたことが分かる。

四 小笠原小倉藩の成立と展開

（一） 小笠原氏の入国と經營

譜代大名小笠原氏 小笠原は清和源氏、源義家の弟源義光の系譜をひいている。そして鎌倉・室町将軍家の礼法師範として、両家の側近の位置にあった。義光の曾孫遠光は、出生地が甲斐国巨摩郡加賀美であつたところから加賀美氏を称した。また、遠光は平家追討の行賞として信濃守に任せられた。こうして、信濃国を代々本拠地にしていったのである。遠光の二男長清は同郡小笠原で出生したところから小笠原姓を名乗るようになった。しかし、天文二十二年（一五五三）に武田信玄に敗れ、その後家督を継いだ貞慶は天正十年（一五六二）三河の徳川家康に従つて旧地深志城を旧臣とともに奪回した。その後、一時秀吉のもとに入つたが、徳川氏と和睦した秀吉の仲介によつて貞慶の嫡子秀政と家康の長子岡崎信康の息女との婚儀が調い、ふたたび徳川家との関係を調くした。

天正十八年（一五九〇）の小田原征伐に貢慶と秀政は出陣した。家康の関東転封とともに秀政は下総国栗橋で三万石の大名となり、旧信濃の地は秀吉が旗下の石川家昌に与えた。文禄元年（一五九二）朝鮮出兵の際、肥前名護屋に赴き、家康の補佐を果たした。

慶長五年（一六〇〇）、関ヶ原の戦の功績によつて、翌年信州伊那郡飯田城に移り、領地は五万石となつた。慶長十八年（一六一三）には石川玄蕃頭三長の改易によつて、家康より秀政は信州松本へ所替え、八万石の大名に成長した。そして、「御家中知行割被成候て銘々相渡（家中物成免五ツなり）」（小笠原文庫「御當家續史」、以下「續史」と略す）と、家臣団の知行割りを実施している。こうした経緯で、「徳川譜代大名小笠原氏の確立」（『北九州市史』近世編、第一編第二章第七節一四二ページ）がなされたのである。

幕藩体制の確立 慶長八年（一六〇三）征夷大将軍に任命された家康は、二年後には將軍職を秀忠に譲り、と小笠原一族 駿府に隠居した。こうして、將軍職の世襲性を諸大名に示すことで徳川氏による支配体制が次第に確立しつつあつたとき、大坂冬の陣が起つた。慶長十九年（一六一四）のことである。家康・秀忠の命令によつて、秀政は中山道の押さえとして松本に在城、嫡子忠脩ながが大坂に出陣した。ついで、翌元和元年（一六一五）、夏の陣が起ると、再び小笠原氏にも出陣命令が下つた。この時は、秀政に出陣命令が下つて出陣したが、嫡子の忠脩には命令は下つていなかつた。しかし、忠脩は独断で出陣し、二男の忠政（正保元年〔一六四四〕に忠真と改名、以下忠真を用いて記述する）も出陣した。この出陣に関して、二代將軍秀忠より命令違反のお叱りを受けたが、家康のとりなしを得て咎めをまぬかれた。

大坂の陣によつて豊臣氏は滅亡した。この合戦で、秀政・忠脩は戦死した。このため、同年忠真は、伏見

城で將軍秀忠から父の遺領八万石の相続を許され、松本に帰城した。翌元和三年（一六一七）、小笠原忠真是信州松本の城主から播磨国明石に転封を命じられ、二万石の増加の一〇万石を拝領した。隣藩の姫路城には本多忠政も入城してきた。この本多氏と忠真は親戚関係にあった。將軍の命令によつて、戦死した兄忠脩の正室であった本多氏の娘を迎えていたからである。また、叔父・甥の関係でもあった。この時、忠脩の嫡子長次も龍野六万石の城主に取り立てられた。

徳川政権の九州・西国支配については元和二年（一六一六）、子飼いの譜代大名である石川忠総が、美濃大垣から豊後日田六万石に取り立てられていて、九州最初の譜代幕領が出現していた。同五年には水野勝成が備後福山に配置されて、中国地方最初の譜代大名となつた。また元和九年（一六一三）には、家康の孫の松平忠直（越前北庄藩主）を豊後秋原に配流して、江戸より国目付を派遣している。

こうした背景の上で、寛永九年（一六三二）の譜代大名の九州配置が行われた。

小笠原小倉 寛永九年十月、加藤忠広改易のあとをうけて小倉城主細川忠利が肥後国主として転封した。
藩の成立 この細川氏の旧領域に小笠原一族が配置されることになった。

豊前小倉城に小笠原忠真（二十五万石）、豊前中津城に小笠原長次（忠真の兄忠脩の子・八万石）、豊前竜王城に松平重直（忠真の弟、能見松平家に養子・三万七〇〇〇石）、豊後木付城に小笠原忠知（忠真の弟・四万石）など、小笠原一族が、それも忠真の兄弟・甥で固めた配置である（第7図参照）。

同年八月、三代將軍家光は、小笠原長次・忠知、松平重直らを豊前・豊後両国に配置して「右近大夫（忠政公之御義）旗下ニ被仰付候との被仰渡御座候よし」（川本氏収集文書「天正、享保 小歴代畧記」と申し渡した。

第3章 江戸時代

また、「上意に豊前は九州の要たる処に依て御押への御為被仰付候間何事ニ而も替候義有之ハ早々上聞に達すべし」と命じられた(『續史』)。さらに、「且又、豊前國者、依為九州要害之地、令鎮護之条、不依何事相替儀有之者早速可致言上」(『福岡県史』第三卷下冊二九ページ)と「鎮護」の任にあたるように命じられてもい



第7図 寛文4年 大名配置図

出典 「日本歴史大辞典 別巻」

た。また、この小笠原氏の九州入部は、「豊前国ハ、九州の要の国成ニ依て、右近様を被置候、何事ニても替事有時ハ、早々上間にたすべきとの上意也、是右近様御きばなり、去に依て九州大名衆ハ、右近様ハ九州御目付と何も思召なり、是御きばなり」(『小笠原家正伝記』 北九州市立中央図書館蔵) という、幕府の認識によるものであつた」(『豊前市史』 上巻五八三ページ)。

小笠原小倉藩の領域は規矩・田川・京都・仲津・築城郡と上毛郡の一部であつた。

高弐万七千七百八拾三石四斗

規矩郡

高三万六千三拾三石毫斗

田河郡

高弐万弐千弐百弐拾弐石七斗

京都郡

高弐万七千六百四拾弐石三斗

仲津郡

高壱万五千五百五拾六石七斗

築城郡

高弐万七百六拾壹石六斗

上毛郡

都合拾五万石

畢宛行之訖、令可領知之状如件

寛永十一年八月四日 御判

小笠原右近大夫との

(『福岡県史』 第三巻下冊二〇ページ)

時代は下るが、第8図のよう吉宗の朱印状がある（小笠原文庫「領地目録」「豊津藩歴史と風土」第一輯所収）。寛永十年（一六三三）、忠真は「忠政公（忠真）、総家中知行割被成候」（『續史』）と家臣の知行割りを実施した。

家老—五割増の加増

（一般家臣）四百石以上一百石ずつの加増

百石以上—五〇石ずつの加増

切米の者（足軽・中間・船手の者）—三割ずつ加増

ただし、「知行米皆々御藏米」

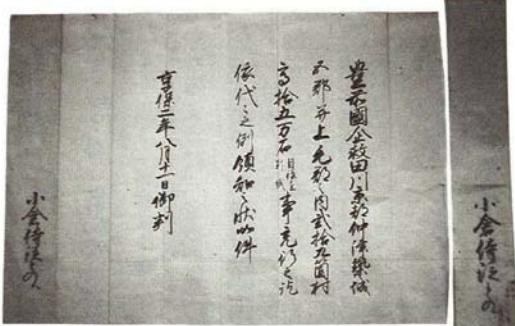
に決定するとした。この点に関し

て、のち延宝六年（一六七八）に

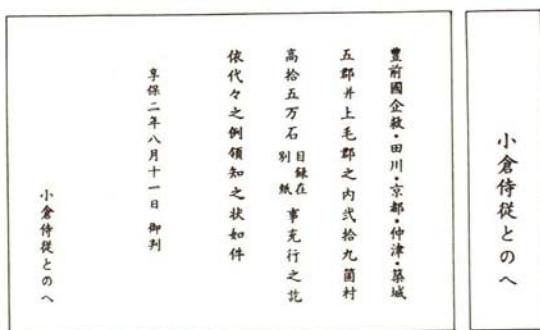
地方知行を廃止して藏入地化（後述）した時点の記事に「信州にて

も播州にても御家中知行皆々地方

に御座候、忠真公明石より小倉へ
御打入之節、様子御座候而御藏
米」（『續史』）にしたとあつて、理



第8図 享保2年（1717）の知行宛行状
—徳川吉宗の朱印状—
（『豊津藩歴史と風土』第1輯）



候」とあるのみで詳細はわかつていよい。

ところが、寛永二十一年（二六四四正保元年）の「御勘定所古帳抜書」（『福岡県史史料』近世史料編 御當家末書（下）、以下「御當家末書（下）」と略す）から作成した第10表を参照してもわかるように、家臣たちの知行高は表高一五万石に対して九〇・五^{割合}になる。元和八年細川氏時代の「小倉藩人畜改帳」から推測すると、内実高は一二〇万石余に達しているので、この内高に対しても六七・九^{割合}ということになる（『北九州市史』近世編一五一ページ）。

なお、前掲「御當家末書（下）」によれば、同年「當時、諸大名方奥様皆以御定府被仰付候御事也」と、人質として正室の江戸屋敷居住の命令が出されている。

島原の乱と小倉藩

寛永の飢饉といわれるものがある。詳細は不明ながら、いちおう、寛永十年代から断続的に続いたこと、一定地域にとどまらず全国的に襲来した飢饉で、のちの享保の飢饉を初めとする江戸時代三大飢饉に匹敵したと考えられている。特に、寛永十六一十八年（一六三九一四二）の惨状は「一兩年五穀みのらず」（『徳川実記』第三編一四五ページ）、「是歳飢、諸国牛馬多死」（『日本災異誌』）

第10表 小倉藩士の知行高

項目	石高数	備考
御家中総知行高（小笠原空助ら德力仁兵衛迄）	88630.0000	
惣庄屋伊川五右衛門ら津田五郎兵衛迄	1236.5700	史料の数字のママ
兵部太輔（長子）・大和守（次男）・娘	27400.0000	
福仙山院ら開善寺迄	2378.7300	
小計	119635.3000	
扶持数3073人	5532.3000	
切米人数1410人	10641.7000	
小計	16174.0000	
総計	135809.3000	

（『福岡県史資料』近世史料編 御當家末書（下））

などと「江戸時代の飢饉」（雄山閣『歴史公論ブックス12』七五ページ）に紹介されている。しかも、幕藩体制社会の成立期から確立期に起きたため、幕府や諸大名はこの飢饉を契機として農村保護政策を基本とした規制法を制定することになった。

このような時に、島原の乱が起きたのである。寛永十四年（一六三七）、島原の乱が起ると、將軍家光は、急遽、庶弟の保科正之に山形への帰国を命じ、東北の動搖に備えさせた。島原の乱は肥後国島原と唐津藩の飛び地天草で起った一揆である。土豪主導型の百姓一揆の性格が強いが、幕府のキリシタン禁圧政策への反発が大きく、また、領主の年貢その他の収奪の苛政への抵抗など、一揆勢の反抗事情は複雑なものであった。

十月ごろ、島原半島の南目の農民たちが村々で蜂起し、代官を殺し、神社・仏閣を焼き払つて反乱状態となり、鎮圧にきた島原藩主松倉勝家の軍を撃退したことから始まった。これに呼応して天草地方でも一揆が起り、十一月には島原半島に渡り、島原半島の一揆と合流した。その総勢は「総人数三万七〇〇〇人（内究竟強民^{マツヨウミン}二万余老弱女童^{ヲトガ}萬六〇〇〇余）」（續史）に達していたという。総大将は天草四郎時貞で、旧有馬氏の居城原ノ城を修復して籠城した。このため幕府は「籠城の作法能いたし威勢を振ひ候に付て中々御領主の御自力にて御退治難成九州一同の騒動に成り候故 公義にも無心元」（續史）と忠真に帰国を命じ、上使として板倉重昌を派遣した。しかし、翌十五年正月元旦に板倉重昌は討ち死にした。その後、同四日、上使の老中松平信綱が有馬浦に到着した。かつ、既に在江戸の九州の諸大名に、帰國の上参陣の命令が下つていて、鍋島勝茂・有馬豊氏・立花宗茂・細川忠利ら一二万五〇〇〇余の軍勢が一月半ばに集結した。

忠真と水野日向守勝成は、「両人の兵衆各後備に召置、其身は伊豆守（信綱）・左門（戸田氏鉄）とおなじく相談仕可致」（『續史』）との処遇であった。忠真の陣容は小笠原因幡忠慶・大羽内蔵助政名・二木正右衛門政定・宮本伊織貞次・阪牧兵右衛門忠利・下条甚五左衛門氏定・犬甘外記知信・原左門昌行の八人を侍大將として、総勢八一二三人であった。侍大将らは一月二十八、二十九日に「御先備」として出陣、遅れて翌月二日忠真が出陣した。

この時、士分扱いの城野手永大庄屋中村某が「小荷駄係」として参陣したため、その子息が留守中の手永の年貢収納業務を的確に処理したとして切米八石が与えられ、これ以後各手永に「子供役」が設けられたといふ（『小倉藩政時状記』『福岡縣史資料』第五輯、この史料を「藩政時状記」と略し、また『福岡縣史資料』は『県資』と略す）。また、時代は下るが「文久二年戌秋冬六郡より書上并天保三年辰七月企救郡より書上写」（友石家保管文書）によると、このとき参加した大庄屋層が一人いた。宮本伊織（家老職）の備と坂牧兵右衛門の備に七人四人程度の従者を連れて加わっていた（第11表）。

包囲軍は二月二十八日を総攻撃の日と定めていたが、戦いは前日から始まった。小倉藩は前述のように「後備」の命令を受けていたが、唐津藩兵を押しのけて二ノ丸から本丸へ攻め入った。そして翌二十八日、福岡藩兵が本丸を一番に攻撃した。諸藩もこれに続いた。こうして原ノ城は陥落した。

先手の諸大名はその功績を伊豆守・左門に報告したが「後備」を命じられた小笠原一族勢や水野日向守たちの家臣の功績は報告されず、「御内祝いにて皆々御披見」（『續史』）し合つたという。しかし、小倉藩の被害者も少なくはなかつた。討ち死にした者は、野島八郎右衛門重基（三百石馬廻）・浦野六郎左衛門盛正・島

第3章 江戸時代

武右衛門 正文（歩行之者）・松下権左衛門 為良（山田又左衛門
方の牢人）ら七人、負傷者として鷺尾九右衛門・小笠原太郎兵衛ほか全一九人があげられている（「續史」）。

忠真は三月朔日に有馬の陣地から小倉に向けて出発した。
同月、島原の乱の首謀者（大矢野四郎つまり天草四郎時貞、有江監物など）たちの首が小倉に送られ、獄門にかけられた

（「續史」）。

四月には、松平伊豆守信綱・戸田左門が島原より小倉に至り、また上使として太田備中守資宗が江戸より小倉に到着し、出陣の諸大名を小倉に集め、四月五日開善寺で上意を伝えた。島原藩主松倉長門守勝家は領知没収、唐津藩主寺沢堅高は天草領四万石を没収された。上使太田氏は同日江戸へ出発、諸大名も帰国した。こうして、島原の乱の処理は終り、以後キリシタンの取り締まりを中心とする宗教政策が強化された。小倉藩は、「上使并諸大方小倉逗留内、忠政公（忠真）御物入ハ莫大の御事也」（「續史」と接待関係費用の負担を強いられた模様である。

第11表 天草・島原の乱への小倉藩大庄屋の動員

（友石文書「文久二年戊秋冬六郡々書上并天保三年辰七月企救郡々書上写」 豊津町史資料編
『豊津藩歴史と風土』第4輯8ページ）

郡	手永	島原出陣者	役 儀	供連	乗 馬	小荷駄	御 備
企救	城野	城野四郎兵衛	大 庄 屋	7	1	1	宮 本 伊 織
ク	今村	篠崎源三郎	ク				
ク	城野	徳力權太郎	ク				
ク	津田	橋 津 万 吉	御 賴 大 庄 屋				宮 本 伊 織
田川	猪膝	猪膝小左衛門	大 庄 屋	14	1	2	坂 牧 兵 右 衛 門
ク	上野	上野長兵衛	ク	14	1	2	ク
ク	金田	金 田 傳 藏	ク	14	1	2	ク
ク	猪膝	安 宅 九 兵 衛	ク	14	1	2	ク
京都	黒田	黒田治右衛門	ク				
仲津	元永	元 永 三 太 夫	ク				
ク	節丸	伊良原六之丞	帰 国 後 子 供 役	10			
上毛	友枝	友 枝 太 兵 衛	大 庄 屋	7	1	1	坂 牧 兵 右 衛 門

最後に、島原の乱の歴史的意義については、「島原の乱によつて幕藩体制そのものは微動だにしていない。逆に幕府は島原の乱を口実にして、その後の政策決定・思想統制に利用している。幕府為政者は島原の乱が封建支配に対する反抗であることを感じていただろうが、キリストン暴動であることを表面に出すことによつて問題をすりかえた傾向がある。」（山川出版社『風土と歴史11 九州の風土と歴史』二二六ページ）との見解は、この時期の災害・飢饉の状況や保科正之の帰国などを考え合わせると妥当であろう。

(二) 二代小笠原忠雄と寛文・延宝期の政治

藩の機構整備と確立 寛文七年（一六六七）、忠雄が新藩主に襲封へゝ享保十年（一七二五）年ゝした。二代藩主である。寛文・延宝期（一六六一—七三・一六七三—一八二）は一般的に幕藩体制確立期と位置づけられている。この時期、小倉藩も諸制度の整備がなされた。

二代藩主忠雄の時代に次のような家臣団に関する制度改革が行われた。

- ① 初代藩主忠真の時代に、城および藩主の警備を任務とした家臣団を「上ノ段詰」と呼んでいた者を「小姓組」・「書院番」に分けた（寛文八年＝一六六八）。同時に「寄合」の格式を設けた。また、駕籠番の役職を設けて、手まわりの者・道具持・草履取・挟箱持・駕の者を支配させた。さらに、家老の次席で「馬廻の士」を支配していた番頭を廃止し、「中老」という格式を設けた。その下には外様番頭を新設して、有事に対応する臨戦体制の家臣団の編成替えを図った。
- ② 延宝二年（一六七四） 「中目付」役を設けた。

③ 延宝六年（一六七八）

勝手方引請家老を「当職」と呼ばせることにした。

④ 貞享五年（一六八八）

知行一〇〇〇石以上の者は一割の差上米を納めることを制度化した。

⑤ 元禄四年（一六九二）

小姓通番世話役を設けた。

⑥ 宝永二年（一七〇五）

小姓組番目付役・書院番目付役を設けた。

⑦ 正徳六年（一七一六）

近習番頭・歩行頭に月番をたてた。

⑧ 享保五年（一七二〇）

中老御番の制度を設置。中老の格式をもつ者が月番で二、三人ずつ毎日登

城して政務を助けることになった。

（以上、「北九州市史」近世編 二五九）二六一ページを参照）

家臣団の構成

幕末期のことであるが、「小笠原家は重臣拾四家」（「藩政時状記」「県資」第五輯五六四ページ）として小笠原織衛、小笠原若狭、小笠原甲斐、小笠原内匠、原主殿、渋田見舎人、中野一學、島村志津摩、宮本伊織、鹿島刑部、小宮民部、二木求馬、福原多聞、大羽藏之助の諸氏があげられている。これを「大夫」と唱え、この中より家老が選ばれた。家老は国家老五人、江戸家老二人を定員とし、そして「他藩の如く城代家老執權職と定まりたる家柄に於いて、代々之を世襲する事無く、古参の家老を執權職」とした。職制は第12表のようになっていた。

また、小倉藩の家臣団の構成は第13表のような家臣団の格式・扱い（序列）となっていた。

小倉小笠原氏の家臣団のうち、天正十一十七年（一五八二一八九）に、信濃深志時代に抱えられた家臣は、渋田見氏をはじめとする三九家七二人、天正十八一慶長四年（一五九〇一九九）の下総古河時代の家臣は、大

第12表 小笠原小倉藩の職制
 (『豊津藩歴史と風土』第2輯21ページ)
 (安永10年=1781)

役職名	人数	知行高(石)
(国) 家老	6	1000~2100
江戸家老	1	900
御家老	2	300~550
敷老	1	620
江戸主	10	770~2000
御主	1	700
御主	2	250~500
御主	1	300
御主	1	300
御主	1	150
御主	4	250~450
御主	1	650
御主	1	106
御主	1	280
御主	11	250~1000
御主	1	250
御主	8	200~400
御主	1	450
御主	3	200~300
御主	1	300
御主	17	150~800
御主	2	550~600
御主	224	100~550
御主	4	250~300
御主	1	400~700
御主	2	200
御主	1	300~350
御主	1	370
御主	1	350
御主	1	200~350
御主	2	13石5人扶持~100
御主	4	240~350
御主	1	300
御主	4	150~300
御主	2	300
御主	3	150~300
御主	8	100~250
御主	1	200
御主	4	100~166
御主	1	150
御主	1	150
御主	2	100~150
御主	1	100
御主	1	100

羽氏をはじめとする四家六人、慶長五~元和二年(一六〇〇~一六)の信濃飯田~松本時代には、長坂氏をはじめ四八家八〇人、元和三~寛永九年(一六一七~三二)の播磨明石時代には宮本氏をはじめとする五四家七十六人、寛永九年以降豊前小倉時代では島村氏をはじめとする七六家一一六人である。当然とはいえるが、増封する度に家臣団は増加している。

この史料は十八世紀のものであるが、寛永二十一年(一六四四~正保元年)には、「忠真公御代御儀定御立之節、左之通被仰付候、西部十郎右衛門(中略)已上三十七騎御暇被下候」など知行・切米取・扶持米取の者を免官したり、縮小したりして家臣団の整理を行っていたのである(『御當家末書(下)』一二一~二五ページ)。

第3章 江戸時代

第13表 小笠原藩の家臣団の構成

(『豊津藩歴史と風土』第2輯19~20ページ)

家格、仕官の時期	備 考	役 職	人 数
御名字之族	「小笠原」の姓名を名乗る一門	家老、中老、番頭	9
御名字分流	小笠原氏の分流	中老、番頭、物頭、物頭格、旗奉行、御廣間、馬廻り	15
信濃御代々番位	信濃国筑摩郡深志時代(天正10年=1582)以来の代々家臣	家老、家老格、江戸家老、中老、中老格、物頭、物頭格、御小姓物頭格、番頭、馬廻り、御船奉行、郡代、定府御取次、近習物頭、御用人、御側役、大坂御留主居、大目附、定府	72
下総国古河	下総国古河3万石時代(天正18年=1590)以来の代々家臣	中老、番頭、大目附、馬廻り、物頭格	6
再信州飯田・松本	信濃国伊那郡飯田5万石時代(慶長5年=1600)以来および旧領筑摩郡松本(深志を改称)8万石時代(慶長18年=1613)以来の代々家臣	家老、御用人、御小姓物頭格、御屋敷家老、定府留主居、馬廻り、御小姓、町奉行、御奥様付、鍼奉行、御殺生方、御側役、若殿様御用達、御詰、筋奉行	80
播州明石	播磨国明石10万石時代(元和3年=1617)以来の代々家臣	家老、馬廻り、簇奉行、鍼奉行、町奉行、江戸御留主居、御勘定奉行、物頭格、京御留主居、大目附、中原在番	76
豊前小倉	豊前国小倉15万石時代(寛永9年=1632)以来の代々家臣	中老、番頭、物頭、物頭格、馬廻り、近習物頭、近習物頭格、大筒物頭、御家屋家老、近習番頭、大目附、番頭、御小姓、宗門奉行、定府、馬廻り、定府	116
信州御取立之家筋 再信州飯田・松本御取立之家筋 播州明石御取立之家筋 豊前小倉御取立之家筋	信濃国深志で取立の家筋 信濃国飯田・松本で取立の家筋 播磨国明石で取立の家筋 豊前国小倉で取立の家筋	馬廻り 物頭格、馬廻り 中老、物頭格、馬廻り、勘定奉行、定府 中老、筋奉行、御賄、馬廻り、若殿様付、大里在番	2 6 7 20

地方支配組織 の確立

行（郡奉行）・代官・山奉行を配置した。この筋奉行以下を郡方三役という。企救郡以下の六郡の下には手永と呼ばれる数十カ村を束ねる行政区画があった。その統括者を大庄屋といい、その補佐役を子供役という。大庄屋・子供役・手代を手永三役といった。藩の方からは手代が派遣された。各村には、庄屋と補佐役の方頭および組頭（村方三役）が村政を担当した（第9図参照）。

郡代の役所は城下の篠崎にあって「内役所」とよばれた（「藩政時状記」『県資』第五輯六八四ページ）。以下、同書によつて述べる。

このうち役所には十数人の書役が置かれ、役所内に行政課・租税課・作事課・樋井課ともいるべき組織をもつていた。郡代は行政・庶務・租税を直轄した。

同書に紹介されている郡方役人を図示すると、第9図のようになる。

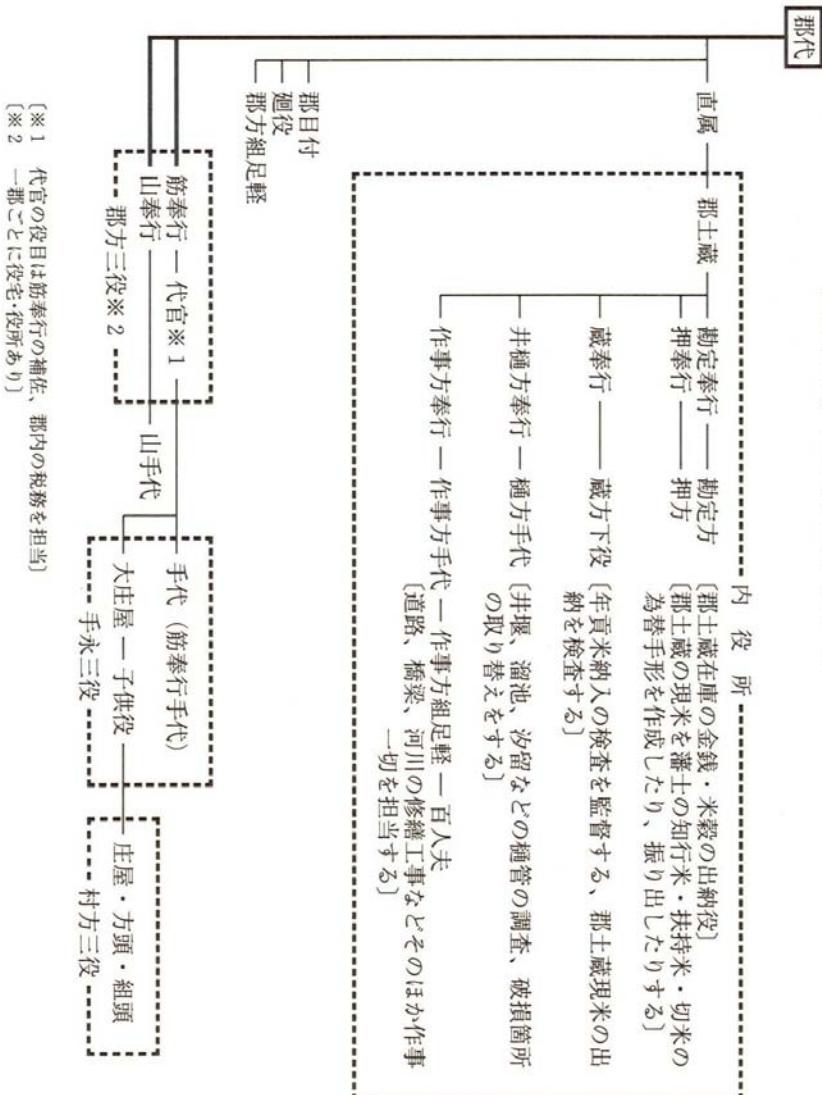
（二）手永三役

手永制度については、多くの論考があるが、細川氏・小笠原氏時代の大庄屋の性格づけについて、『北九州市史』（近世編一七六一七八ページ）で簡潔に解説されている。

細川氏時代には、手永の統轄者は「惣庄屋」と呼ばれ、三〇一〇石の「知行」が与えられている。しかし、「この『知行』は、個人というよりも、惣庄屋という役職につけられた『役料』と見るのが妥当であろう。」（「同書」と、惣庄屋は知行取であるという短絡的な解釈に疑問を投げかけている。また、「惣庄屋は、当初、庄屋の『総代』であった者が、次第に庄屋より上位の職掌となり、少なくとも元和八年（一六二二）

第9図 郡方の支配機構図

(「藩政時状記」『県資』第5輯690~693ページ)



〔※1 代官の役目は筋奉行の補佐、郡内の税務を担当
※2 一郡ごとに役宅・役所あり〕

までには、惣庄屋は完全に独立した役職として固定し、庄屋との間に一線が画されたものと思われる。そして寛永二年（一六二五）には、小倉城下で惣庄屋に一間ずつの『御屋敷』が与えられること（『同書』）になり、小笠原氏時代になると手永も固定し、大庄屋と呼ばれるようになるのである。

子供役は、大庄屋の補佐役であり、先述（前項、割見出し「島原の乱と小倉藩」）したように島原の乱以降設けられたものである。切米八石が与えられ、各手永に一人配置されることになった。

手代は、「筋奉行の指揮又は大庄屋の請求により、時々大庄屋の役所に出張し、事務に参与、或は手永内各村を巡回」（『藩政時状記』『県資』第五輯 六九二ページ）する役割をもち、身分は下級武士であり、藩側の農政の最前線で活躍した者であった。

（二）村方三役

庄屋・方頭・組頭の三役よりなる。町村の大小にかかわらず一人の庄屋、方頭は二五戸ごとに一人（小さい村でも）、組頭は五戸に一人（いわゆる五人組）で構成されている。村役の任免は、庄屋は筋奉行、方頭は大庄屋、組頭は庄屋がすることになっていた。最後に、手永の大庄屋名と村数を表に示しておく（第14表参照）。

土地制度

小倉藩では、慶長六年（一六〇一）に細川氏が領内検地を行い、寛永三年（一六二五）にも田川郡を除く五郡には検地帳を改訂した。後から入封した小笠原氏は、この検地帳を土地制度・農村支配の基本とした。そして、万治年間（一六五八—一六六一）・寛文年間（一六六一—一七三）・延宝年間（一六七三—一八二）にはいわゆる『新田開発』に力を注ぎ、宝永三年（一七〇六）には企救・京都・仲津・築城・上毛の五郡に、田川郡では寛保二年（一七四二）に「水帳」を作成した。これ以後、小倉藩の土地台帳として最も

大切な基本帳簿となる。

「水帳」については、

「各水掛毎ニ第一番ヨリ……幾百番ニ至ル番号ヲ付シ、(中略)地位

反別ヲ記シ(例ヘハ上々田何反何畝、下畠何畝何歩半ト)肩ニ二字ヲ、

腹書ニマチ数及ヒアセ数ヲ、反別ノ下ニ、地主ノ名、其肩ニ検地帳ノ名ヲ某分ト書セリ」

〔『豊前旧租要略』『県資第八轉五九二一五九三ページ、『豊前旧租要略』を「旧租要略」と略す〕

と説明されていること

第3章 江戸時代

第14表 小倉藩・新田藩の村役人と村数

(『豊津藩歴史と風土』第2輯18ページ)

藩	郡	大庄屋	子供役	村数	備考
小 倉	企 救	今村忠右衛門	今村八左衛門	14	
		片野定兵衛	片野九左衛門	16	
		城野四郎右衛門	城野治右衛門	18	片野新町・北方新町を含む
		小森四郎七	小森兵作	23	
		富野伴兵衛	津田直吉	12	
		富野伴兵衛	富野九郎右衛門	25	長濱浦・大里町を含む
	田 川	加治四郎兵衛	上野壯右衛門	10	
		加治四郎兵衛		13	猪膝町を含む
		添田藤左衛門		16	添田町を含む
		中村八郎右衛門		13	
		櫛直右衛門	櫛祥作	12	香春町を含む
	京 都	延永甚左衛門	延永民助	18	
		新津甚左衛門	新津与三右衛門	19	松山分・濱町・二崎分を含む
		黒田常兵衛	黒田源左衛門	16	
		久保小右衛門	久保健吉	19	新町を含む
	仲 津	長井幸右衛門	長井直七	16	
		節丸幸左衛門		15	
		元永忠左衛門		17	大嶋・小嶋を含む
		平嶋甚左衛門		14	
		国作傳藏	国作与左衛門	15	
	築 城	安武治左衛門	安武定四郎	12	
		八田文内	八田弥平次	9	
		椎田宗左衛門	椎田治郎七	9	湊を含む
		角田藤内	角田喜久左衛門	14	
	上 毛	友枝快藏	友枝与三兵衛	14	
		三毛門幸右衛門	三毛門兵藏	20	小祝浦を含む
		岸井武左衛門		14	
		久路土恒藏		15	

から、検地帳をもとに、再編成されたものとみて差し支えない。

小倉藩の「新田畠」は細川氏から受け継いだ実高から表高（朱印高）一五万石を差し引いたものをしているので、一般にいわれている「新田開発」はそれ以降の開墾に基づく新田畠をいう。安政元年（一八五四）の調べでは合計で二万五五七九石余であった（『旧租要略』「県資」第八輯六一一ページ）。その内訳は次のようになっている。

- | | | | | |
|------------------------|--|-------|---|------------------|
| ①寛永九年（一六三二）—寛文四年（一六六四） | | 三三年間 | ↓ | 二万一三四四三石余（八三・四割） |
| ②寛文四年—貞享元年（一六八四） | | 二〇年間 | ↓ | 三二三一石余 |
| ③貞享元年—安政元年（一八五四） | | 一七〇年間 | ↓ | 一一〇四石余 |

このように、小笠原氏の「新田開発」は①寛永九年の入国後の三三年間で、この「新田開発」の全体の八三割近くにおよんでいる。こうして、表高十「新田畠」十「新田開発」の積算は一五万石十四万八八七〇石余十二万五五七九石余（二三万四四四九万石余）になるから、内高の一割の改め高を出したことになり、この時期の開発の多さを表している。

延宝六年（一六七八）に企救郡において新地の検地が行われたが、ほかの五郡では実際の調査は行われなかつた。企救郡のみは、上記の②の時期の石数に含まれていてことになる。ほかの郡は「六分上米」という形での年貢として添え上納になるから、含まれていないと考えるべきであろう。

年貢徴収の基本制度は、ほぼこの時期（前述の寛文・延宝期）に確定している。第15表を参照していただきたい。以下、この表を用いて簡単な説明をしたい。

年貢の徴収制度

参考文献

第3章 江戸時代

第15表 年貢徵収の制度化

(「旧租要略」『県資』第8、9輯および永尾正剛編『郡典私志』)

年代	西暦	ことがら
万治 1	1658	四ツ高の制定
寛文年間	1661~73	村々の年貢率が固定する。
寛文 11	1671	小倉橋から京橋に改める。
延宝 6	1678	企救郡で新田検地を実施し、この結果6歩（6%）の増収となった。他郡は検地をせず、企救郡の増収量分を新地に賦課した六歩上米を命じた。 ※1 また、本田畠に四ツ高を基準にして三分（3%）上米を命じた（延宝8年まで）
貞享 2	1685	郷中間増給入草代米の定納化
4	1687	反別麦の上納化
元禄 1	1688	二朱五厘の上納化
15	1702	薪札など銀小物成の増徴
元禄年間	1688~1704	差上米の制度化

(注) 表中の※1は友枝文書(No958)「延宝6午ノ歳合上毛郡郡鑑本田帳 友枝手永」

第16表 小倉藩の本免の分布

(「旧租要略」『県資』第8輯 603ページ)

	小倉藩全 598カ村	企救郡 105カ村	田川郡 74カ村	京都郡 67カ村	仲津郡 78カ村	築城郡 41カ村	上毛郡 33カ村
7ツ3歩以上	1	1					
6ツ5歩 タ	3(1)	2(1)				1	
6ツ成 タ	5(1)	(1)		1		1	3
5ツ5歩 タ	29(3)	4	8(1)	5	4	6(2)	2
5ツ成 タ	41(7)	11(1)	7	6(1)	10	5(5)	2
4ツ5歩 タ	77(6)	22(1)	27(2)	5(1)	10	11(2)	2
4ツ成 タ	106(13)	34(2)	19(3)	18(4)	19	6(4)	10
3ツ5歩 タ	65(4)	15(1)	6(1)	10(2)	14	7	7
3ツ成 タ	33(2)	6	4	12(2)	8	1	2
2ツ5歩 タ	23(4)	7(2)	2	3	6	1(2)	4
2ツ成 タ	12	2		1	6	2	1
1ツ5歩 タ	1(1)		1			(1)	(1)
1ツ成 タ	2(2)	1(1)			1		

(注1) 表中の()内は同一村内に免が2つ以上ある村数。

(注2) 表は原史料のまま作成したが、表の「小倉藩全体598カ村」は、表を合計すると398カ村となり、また同じく「京都郡67カ村」が61カ村となる。

(一) 年貢収納の基本

年貢収納の基本は、本高×免率＝年貢高という方式となる。小倉藩は基本的には「免」が固定されてくるから（第16表）、豊作・平年作以外の被害の激しい状態でなければ、基本的にはこの方式をもとにした徵収法に変化はない。

(二) 四ツ高

特に、万治元年（二六五八）の四ツ高の法の制定は、小倉藩だけが用いているという特異性のあるものではない。優れて農民の負担の公平さを追求している点で取り上げることが出来る。四ツ高を基準にして課せられる負担には「諸出米」・「差上米」・「歩掛米」・「相続引」・「春免引」などがある。基本的には、夫役の賦課基準から出発したものと考えるべきであろう。四ツ高の説明として、的確にかつ易しく説明している用語としての「元高」（北九州市史「近世編一八九ページ」）を採用して、さまざま「高」の氾濫を最小限にしたい。つまり、同書によれば、「夫役などの諸役を課す場合、年貢高（厳密には純粹の物成高に口米などの付加高を加えた納米總量）に応じて負担させよう」というのである。その方法は、平均的年貢負担率である四公六民（二〇分の四上納、四ツ成）を、全田畠の共通免率と仮定し、この免率と年貢高から逆算して得る元高を四ツ高と称した。本来は、元高×4／10＝年貢高である。そこで、元

第17表 郡別四ツ高
（「旧租要略」「県資」第8輯631～632ページ）

郡名	四ツ高
企	石斗升合匁 48,047.13725
田	61,367.5708
京	36,275.2885
仲	40,846.1187
築	28,008.5455
上	20,852.1557
外に小祝村	92.3558
合計	235,396.81645

（注：合計には小祝村分は含まれていない。）

高（四ツ高）を出すには、四ツ高＝年貢高× $10/4$ ということになる。こうして小倉藩では、諸役をこの四ツ高に応じて負担することになる（第17表参照）。このことは、とりもなおさず検地帳や年貢取立帳での本高が、この時点で既にいろんな負担を「高」に置き換える上で有効に働くことを意味している。

（三）京枀の統一

幕府は統一政権として、貨幣・分銅（秤）・枀など計量に関するものは軽視出来なかつた。これらはすべて厳しい幕府の管轄下に置かれ、製作する者は限定されていた。寛文九年（一六六九）から京枀を公定枀として、これに統一した。枀の製作は江戸の樽屋と京都の福井家を枀座に指定した。もちろん、その他の者が作ることは禁じられた。

小倉藩は寛文十一年（一六七一）に公定の京枀を採用した。このため今まで用いてきた小倉枀は廃止した。小倉枀の容量は六二・五立方寸、これに対して京枀は六四・八二七立方寸であり、京枀の方が一・〇三七一倍ほど大きい。小倉枀は京枀の〇・九六四一の割合となる。単純に枀を替えて、年貢収納するとすれば、三・七二割の年貢増徴にある。こうして、小倉枀の容量の年貢を京枀で量り直す「京枀物成」が出現するのである。

（四）六分上米・新地六歩上米

延宝六年（一六七八）、企救郡のみ新地（前述の「新田開発」に相当する）の検地が行われた。こうして、企救郡でみた新地の増加率六分（六%）を京枀物成に掛けて徴収した。こうしたやり方を並ならべ検地といい、検地帳もなく、本高はあるが反別は無いという（『郡典私志』、「旧租要略」『県資』第八輯六一四ページ）。

(五) その他の諸役目

藩制の確立期を過ぎ、貞享年間・元禄期（一六八四—一七〇四）にかけて年貢関係は調整の時期であった。

① 郷中間増給・入草代米

藩主の馬の飼葉を確保するため駆り出される廐中間の人数不足を補うのに必要な費用を村々から徴収し、また飼葉購入費を一部負担させた。

② 反別奉

細川氏の時代に始まつた備荒貯蓄的性格の強いもので、貞享四年（一六八七）からは倍増された。領内全体で一三〇〇石余りで、徴収は一反につき大麦二升・小麦一升の合計三升である（「旧租要略」『県資』第九輯七〇三ページ）。

③ 小物成

一般に年貢といわれるものは「本途物成」のことと、田畠の収穫物に掛かるものである。山林・藪などの土地の利用によって生じる利益や産物に掛かる税を小物成といつた。米小物成（米納）・銀小物成（銀納）の二種類がある。前者には ① 請敷年貢 ② 茶年貢 ③ 竹皮代米 ④ 萩代米 ⑤ 土手かや代米がある。後者は薪札運上と各個人に掛かる諸種の営業税をさす。

ア． 山林は、初めはすべて藩有林であった。領民が日常生活に必要とする薪や草などの採集には、その身分に応じて馬札や歩行札が配布されていた。これを「薪札」（=鑑札）という。当初の薪札運上は一枚につき三匁・二匁五分・二匁・一匁・五分の五段階があつた。

元禄十五年（一七〇二）の法改正で四ツ高一〇〇石につき一匁五分上納の馬札三枚と七分上納の歩行札六枚を与え、無高の村は軒別一〇軒につき七分上納の歩行札五枚を給付して、一村につき一枚の大木札を出すことにした。その結果、各村とも上納高は増額となる、これまでの上納定額は本土蔵に納め、増額分は郡代管理の郡土蔵に納めることになった（第18表参照）。また、この運上高は元文年間（一七三三六一四二）からは定額となつた（「旧租要略」『県資』第九輯六八六ページ）。

イ、「旧租要略」には「諸種」としてまとめられている銀小物成の郡別上納高は第19表に掲げる。

④ その他

ア. 五歩種子利米

細川氏時代に始まる。本高当たり五歩（5%）の率で種子糀代米を貸し付けた。元米は据え置きにして、利子米だけを取り立て、利率は四割である（第20表参照）。

イ. 出精米（第21表参照）

これは時代が下がつて、安永二年（一七七三）から始まつたものである。年貢米のほかに、藩主の家政費（「表御内証」「御内証」）に納める（年支加）冥加

第19表 郡別銀小物成高
（「旧租要略」「県資」第9輯697～698ページ）

郡名	運上銀高
企	652匁1分5厘
救	1貫532.8.5
川	463.0.0
田	709.0.0
京	369.8.8.8
都	313.4.0.8
仲	
津	
築	
城	
上	
毛	
合計	4.040.2.9.6

第18表 郡別薪札運上銀高
（「旧租要略」「県資」第9輯686ページ）

郡名	運上銀高
企	1貫439匁5分0厘
救	1.130.0.0
川	496.8.8
田	503.0.0
京	522.0.0
仲	1.200.0.0
津	
築	
城	
上	
毛	
合計	5.291.3.8

第20表 郡別五歩種子利米

(「旧租要略」『県資』第9輯697~699ページ)

郡名	利米	元米
企救	796石7861	1991石9652
田川	966石5235	2413石8088
京都	494石7619	1236石9047
仲津	725石6354	1814石0885
築城	411石4910	1028石7274
上毛	331石3432	828石3581
合計	3725石5411	9313石8527

但し、仲津郡に限り新田にも貸し付けがあった。利米22石5斗2升5合5勺(元米56石3斗1升4合)

米である。本田畠の四ツ高に掛けて上納したという。

分家の創出 二代藩主忠雄が襲封して
(新田藩) のち、寛文十一年(二六

七二) 九月二十三日、江戸城において弟の真方(長高)が小倉領内新田の一万石を分与されることになった。もちろん新田高分一万石は領内に散在していることから、翌寛文十二年二月、築城郡内の次の二二カ村が与えられた。

湊、白田、坂本、岩丸、奈古、水原、日奈古、極楽寺、真如寺、小原、揚松、山本、安武、袈裟丸、下香樂丸、深野、松丸、上香樂丸、伝法寺、本庄、櫟原、寒田

(「歴代藩主 下 小笠原忠雄」『豊前叢書』第四卷二二ページ)

ただし、下香樂丸は下香樂、上香樂丸は上香樂の間違いであろう。

そして、貞享元年(一六八四)、郷村帳を幕府に提出するに際して、築城郡二二カ村を本藩に編入し、真方には新たに上毛郡の二六カ村を与えることにした。

第21表 郡別出精米

(「旧租要略」『県資』第9輯697ページ)

郡名	出精米高(石)
企救	200.
田川	300.
京都	150.
仲津	180.
築城	150.
上毛	52.2900
合計	1032.2900

第3章 江戸時代

そして、分家させるにつき、本藩より第22表のような家臣が配置された（『豊前市史』上巻五八五～五八六ページを参ジ）

黒土、塔田、荒堀、吉木、恒富、小犬丸、久松、三
樂、鬼木、大西、野田、今市、清水町
岸井手永、
岸井、成恒、広瀬、堀立、梶屋、市丸、森久、六郎、
高田、安雲、緒方、小石原、皆毛
この両手永、二六カ村の本高・田畠畝数は次のとおり
である。

田畠八五〇町八反三畝二〇歩五厘

田六六三町六反六畝六歩

畠一八七町一反七畝一四歩五厘

本高一万石七勺

物成四四二八石八斗五升六合七勺

京耕物成五五八二石一斗三升四合三勺

（『旧租要略』『県資』第9輯七一七～七一八ペー

第22表 新田藩の家臣団

（西日本文化協会・福岡県地域史研究所編『福岡県史』近世資料編　『御当家末書』（下）95～96ページ）

江戸御留守居役	葉山十郎兵衛直重
御小性	赤沢次郎三郎昌明・遠藤六之助武重
詰	進藤与次右衛門正隆・三隅彦兵衛尚鎮・辻忠左衛門森定（定成） ・矢島弥左衛門勝之・十河小兵衛一房・中村七兵衛正定・中村弥三左衛門秀直・植野源大夫正芳
御賄役	友松権六正元
御右筆	松村五左衛門季成
御進物役	緒方茂左衛門道堅
御役人	懸川治大夫重行・青木久左衛門友清・磯野喜右衛門安利
御酒部屋	漆与一兵衛吉久
御台所役	藤井久左衛門広高
御歩行	中村空右衛門忠次・野山八郎左衛門満仲・西川十之助正富・岩附利右衛門正勝・永野八平徳良・田沢弥五兵衛芳充・山田市郎左衛門元矩
茶坊主	森川甚齋・上原徳人・中西玄齋・岡本閑竹

考)。

世近編 第5編

家老職は、本藩の家老が兼任（付家老）し、郡政一般は本藩の郡代が統括した。「領知」は上記の各村であつたが、本藩の史料の中には「御領分」として現れる。藩主は小倉城下の篠崎口門近くに邸宅を構え、一般には「御屋敷様」・「篠崎侯」と呼ばれ、「いわゆる支藩」ではなく、小倉藩内における分家待遇という位置付けなのである（『豊前市史』上巻近世編五九三ページ）。

藩札の発行

勝手方引請けの家老である渋田見勘解由盛治によつて、「延宝の治」といわれる藩の財政再建が行わたたといふ。延宝五年（一六七七）大里（現北九州市門司区）で銅山の採掘が行われ、門前市を成すといふ繁栄がみられた（『小笠原忠雄公年譜』）。

『北九州市史 近世編』の『第一編第三章第三節 寛文・延宝期の治政』によれば、藩札の発行はおおむね次のとおりである。延宝六年二月、小倉藩は藩札（銀札）の発行を幕府に申請、三月に許可を得て六月に通用を開始した。藩札の通用は、寛文元年（一六六一）の福井藩が最初であり、小倉藩は十二、三番目であつた。この年の発行の札は、二分・三分・四分・七分・一匁・五匁・十匁の七種で、二分以下の小額については錢の使用を許可し、二分以上の取引については金銀の使用を禁止した。藩札の図柄については、二分札は蛭子（えびす）、三分札は大黒、四分札は狸（じょ）々、七分札は布袋（ほてい）、一匁札は帆かけ船、五匁札は鶴と亀、十匁札は高砂の翁（おうおき）と、それぞれ七福神をあしらつた図柄といふ。

ところが、発行や通用量や組織など肝心な点については、全く史料を見い出しえない。この銀札は、幕府の命令によつて宝永四年（一七〇七）に発行停止となつた。

第3章 江戸時代

(二六七八) 六月、家臣の地方知行を廃止し、これを藏米支給に切り替えた。これを藏入地化(藏米制)という。

小笠原氏は寛永九年(二六三二)の小倉入封当初、すべて藏米知行としていた(前述)が、
寛永十四年(二六三七)から地方知行と藏米知行の二種類の知行制を採用していたといふ(『御當家末書(下)』)。

その後、寛文九年(二

第23表 延宝五年 小倉藩知行一覧

(「延宝六年小倉藩地方知行帳」『県資』第5輯 508~615ページ) 表中の単位は石である。

人名	知行高	人名	知行高	人名	知行高
宮本伊織	4,000	和田善兵衛	350	伊藤甚右衛門	200
大羽内蔵助	2,000	宿久善左衛門	300	觀興寺七郎兵衛	200
長坂源兵衛	2,000	矢島伝左衛門	300	野島八郎兵衛	200
吉岡三郎兵衛	2,000	山内平太左衛門	300	青木久右衛門	200
丸田権右衛門	1,500	大塚八郎兵衛	300	高橋弥五右衛門	200
渋田見勘解由	1,500	吉岡佐左衛門	300	古市宗理	200
小笠原帶刀	1,500	八田六左衛門	300	竹中七郎兵衛	200
伊藤作左衛門	1,300	竹内政之丞	300	(不詳)	200
二木勘右衛門	1,100	伊藤半左衛門	300	松原三右衛門	200
小笠原権左衛門	1,000	高橋又助	300	橋村三郎右衛門	200
矢島善右衛門	1,000	家原藤右衛門	300	大輪市次郎	150
島村重左衛門	1,000	原軍左衛門	300	志津埜右次右衛門	150
渋田見喜左衛門	800	比野五左衛門	250	金沢喜太夫	150
平井小左衛門	750	香坂元右衛門	250	岩付五左衛門	150
朝比奈左太夫	700	勝野甚兵衛	250	山田八兵衛	150
高田亦兵衛	700	浦野万右衛門	250	勝俣五太夫	150
大池郷右衛門	600	熊井源右衛門	250	平林茂兵衛	150
茂呂清右衛門	600	田中三太左衛門	250	内藤市郎右衛門	150
小笠原平四郎	500	石川与次太夫	250	原六太夫	150
杉生久兵衛	500	覧縁菴	250	辻嘉左衛門	150
福与七左衛門	500	二木文太夫	200	津田六兵衛	150
沼田藤助	500	依田半助	200	山口左次右衛門	100
西一鷗	500	中山重左衛門	200	河井皆右衛門	100
二木市右衛門	450	由江九郎右衛門	200	中島七右衛門	100
内藤市右衛門	400	伴政右衛門	200	高橋七郎右衛門	100
梅津武左衛門	400	中野与左衛門	200	その他合計(注1)	2107.1
山口久左衛門	350	勝野角左衛門	200	総計	41,257.1
小江伊右衛門	350	遠藤伝八	200		

(注1) 別表参照——第23表のa、b 惣庄屋・寺社領以外の者は「御藏米渡之事」とあり、この史料は知行取りだけで作成されたものである。

(六六九) には家臣俸禄制の手直しを行い、扶持米・切米取の家臣の召し抱えは、原則として一代限とした。しかし、このため断絶する家が続出し藩内が混乱したため、延宝二年（一六七四）には中止し、断絶した家々を再興させた（『北九州市史』近世編二五九ページ）。また、地方知行の家臣については、寛文九年五月、近習者の知行地免率を三ツ八歩から四ツに切り上げ、知行地は企救・田川郡に設定し、外様家臣の免率も三ツ五歩から三ツ八歩に切り上げ、知行地は京都・仲津・築城・上毛郡内で与えることにした。このように、「知行地といえども、その免率は藩が決定し、近習者（譜代家臣）はなるべく城下近くに、外様は遠隔地に知行地を設定」（『北九州市史』近世編一九四ページ）するといったやり方で、家臣の知行地編成とその扱いの違いを出していったのである。

まさにこのような大きな変革をなした前年の延宝五年の「小倉藩の知行帳」があるので示しておく（第23表参照）。

この表によれば、知行取家臣は八一人で、その総高は三万九一五〇石である。惣庄屋は全二四人で総高一一七〇石となり、

第23表-a 惣庄屋知行割

惣庄屋名	知行高	惣庄屋名	知行高	惣庄屋名	知行高
企救郡	210	京都郡	200	築城郡	110
城野理右衛門	50	久保次郎兵衛門	50	八田傳右衛門	60
富野次郎右衛門	40	延永喜左衛門	50	角田權兵衛	50
片野伊左衛門	40	新津清三郎兵衛	50		
小森三郎右衛門	40	黒田忠兵衛	50		
津田八兵衛	40				
田川郡	270	仲津郡	210	上毛郡	170
上野市郎兵衛	45	長井傳右衛門	70	友枝太兵衛	70
金田六兵衛	50	元永五郎兵衛	50	大村弥右衛門	50
猪膝太郎右衛門	50	津留太兵衛	50	三毛門傳右衛門	50
添田平兵衛	40	伊良原重左衛門	40		
伊田九郎右衛門	45				
香春喜左衛門	40			合計	1,170

一人平均四八石余（四〇~七〇石）であった。寺社領が九三七石余あつた。こうして、知行地総計は四万一二五七石余となつていた。

藏入地化とは、これらの知行地の年貢米を一括して藩庫に収納し、その後に藩士に分配することであるが、藩にとつては大量の現米を扱うことができ、さらに知行地農村を直接支配する体制となつて領内一円を政策展開の場にしていくために都合のことになるのである。

(三) 小倉城下町の発達

小倉城築城

寛永元年（一六二四）十一月二日、第三回の回答兼刷還使（朝鮮通信使）の副使は「五層の城楼あり。塗るに白玉を以てし、望めば雪山の如し、人家甚だ盛んにして、大野に弥満す、白沙翠竹、一〇里に綿連す、場外に濠を鑿ち、上に虹橋を駕し、以て商舶を通す、即ち豊前の地にして、号して小倉と為すものなり」（『北九州市史』近世編七五八ページ）と記し、その壯麗さに目を奪われている。

幕府の『筑前筑後肥前肥後探索書』によれば、寛永期の小倉城の様子は次のとおりであつた。

一、本丸北ノ方西東へ百間、南の方ハ八十間、北南へハ百五十間

一、天守之台高さ十間程に見へ候

一、東之方石垣高さ四間

第23表—b 寺社領知行割

寺社領	知行	高
榎	太	400
峯	夫	150
威	寺院坊	100
關	領	100
祇	井	105
合	園	
	計	855

一、西南の石垣高さ八間、北一所ハ七間程

一、堀之広さ北西南三方共三十間、天守之北之方堀広さ十五間

一、本丸内之石垣高さ四間程

一、矢倉数十三（下略）

と記され、壮大な城を構えていることが分る。細川忠興の手によつて築城されたもので城内には本丸、天守閣、北の丸や米蔵などが造られた。天守閣は五層で、一層から四層までは白く、五層目は黒く塗られていて四層よりも大きく造られていた。これは四階と五階の間に屋根が省かれたためにできたためであつた。このようになつた造りであつた。これを「唐^カ造り」とかいわれたり、「南蛮造り」とか称されるが、確たるいわれは不明である。南蛮造りといわれることについては「全く根拠の無いこと」であり、「朝鮮半島の各城郭の構造を学び（中略）その影響を受けたもの」として「唐造り」と呼ばれたのではなかろうかとの見解がある（『北九州市史』近世編八一ページ）。

延享三年（一七四六）の幕府巡見使への返答書では、天守閣の高さは台場より二二一・二三一トメで、石垣は一七・一トメである。水際からの高さは三九・六九トメとなつてゐる。城の東を流れる紫川と、西を流れる板櫃川を天然の濠とした。寒竹川の中津口付近から北方の海にいたる約一・二一キロメートルあたりに濠をつくり、東側の外濠とした。この外濠と紫川の間は荒れ地が多かつたが、これを開いて東曲輪とした。また、海岸線から南約一・五〇一・八キロメートルの線に南側の外濠を掘つて、紫川からこちらの方面（小倉城側）を西曲輪とした。こうして、小倉城域は外濠から考へると東西約二キロメートル、南北一・二一キロメートル、周囲は八キロメートルになつたことになる。そ

第3章 江戸時代

して、城の中枢部付近に位置していた長円寺などを移転させ、平城ながら北側は海であり、また縦横に濠を巡らし、さらに溜池までも用意して堅固な守りの城郭を造り上げた。

従来、二の丸、三の丸は武家屋敷地帯（家老や重臣の屋敷）であったが、一国一城令（元和元年＝一六一五）の出される前の築城であつたので、家臣団の半分は領内の各城に派遣していたので、残りの家臣を主として西曲輪に住まわせた。東曲輪には陪臣たちを住まわせ、商人と職人の町に成長させようとした。記録としては後のものである『小倉商家由緒記』によれば、細川氏とともに丹後宮津から一緒に来た者五軒、細川氏の城下町建設にともない小倉に来住した者は二四軒（合計二九軒）となっている。天明年間（一七八一—一八九）での主な小倉商家は六一二軒であるから、細川時代にその中核が形成されたことが分かる。

第24表 細川氏時代の小倉城下の諸施設

（『北九州市史』近世編83～84ページ）

	諸施設・城下町名
城の中心部	天守、本丸、松ノ丸、北ノ丸、小天守、大御台所、台所、書院、御広間、つるの間、御納戸、表納戸、奥の御納戸、口の御納戸、御家人屋、御数寄屋、御地蔵屋、御花畠、御菓蔵、御菓蔵わきの長蔵、御馬屋、松ノ御丸中御奉行書、風呂
城門	大手門、けやき門、鉄門、西魚町うら門、手拭町うら門、祇園浜手の門、川口門、大門のわき浜手の門、大門、中津口門、香春口門、門司口門、到津口門、紺屋口門、若松口門、蟹喰口門、東獅師町海手の門、中島門、築地門、中島橋端の門、馬喰町海手の門、松山権兵衛口の門、須崎久左衛門預りの門、日田橋口門
城内周辺部	東の溜池、西の溜池、東の御茶屋、西の御茶屋、東の御花畠、西の御花畠、溜池の御茶屋、安国寺南の櫓、坂根後の櫓、太鼓の矢倉、御門の後の矢倉、東の馬場、清水の馬場、東小倉迄廻しの馬場、口の御番所、門司口の御番所、河口の御番所、太鼓の番、人留の番、牢、古牢、町牢、新牢、しち部屋、堺町のごぜ所、社倉、中島御蔵
橋梁	大橋、豊後橋、西の溜池中橋、丸橋、中島橋
町名	(東曲輪) 魚町、堺町、大坂町、米町、鳥町、船場町、馬喰町、東獅師町、円応寺町、中島、弓町、門司口、中津口、香春口
	(西曲輪) 西魚町、もろ町、職人町、手拭町、不斷町、田町、紺屋町、蟹喰町、侍町、二階町、若松口、到津口、高月口、黒崎口

細川氏時代の城下町の諸施設は、第24表のとおりである。

また、小倉祇園太鼓で著名な八坂神社（祇園社）を、細川忠興は京都から勧請して、祇園祭と神事能を行うようにした。これは江戸時代を通じて発展していくのである。

主要道路は、幕末期の記事ながら、次のように厳しく取り締まっていた。「外廓の北部を国道東西に貫通す。東は門司口門、西は筑前口門。此の両門は昼夜解放、常に物頭足軽武拾人を引率して之を守る。此の国道城下の中央紫川に仮設したる常盤橋西側に番所あり。物頭足軽を引率して昼夜勤番す。」（『藩政時状記』『県資』第五輯六八三ページ）といった警備体制をしいている重要道路の様子を紹介している。なお、常盤橋は細川氏時代の大橋のことである。また、中津街道に中津口門、秋月・久留米・日田・田川街道には香春口門があつて、この門の二カ所には二重角の櫓、矢倉門を設けて「要害堅固」な造りをして、朝七ツ時より夜九ツ時まで開門し、特別の理由がなければ通行は許されなかつた。そのほかの篠崎下の門、紺屋口門、敷石口門のこの三門は「明かす（開かず）の門」と唱え、夜中は通行を禁じていた（『藩政時状記』同前ページ）。

小倉城下町の発展

小倉城下町は、細川忠興が本格的に築城と町割りを実施してその基礎が築かれた。細川氏が肥後に転封になつたため、城下町として発展するのももちろん小笠原氏時代になつてからである（以下、「わが町の歴史 小倉」一八八ページ以降を参照）。特に、東曲輪が城下町として発展をした。元禄十二年（一六九九）には、東西小倉の町屋敷は三〇〇〇戸に達している。「大商家二六戸・上商人五七戸・出商人一三三〇戸・諸職人一二〇戸・馬方人足一三七戸・船乗一四〇戸・雜業三八五戸・諸芸人八二戸」を数えている。次の表（第25表）をみると分るように、戸数の上から急速に発展しているのは、むし

ろ東曲輪の方である。

次に武家屋敷の状態はどうなつてゐるかというと、細川藩時代同様に小笠原藩も、城の最近辺の周辺地域に、上級家臣を配置した。すなわち、二の丸の内北側に、知行一〇〇〇石以上の大身（家老クラス）の屋敷が五軒ある。その大きさは、表三〇～四〇間（五四～七二メートル）・奥行き三〇～四六間（五四～八二・八メートル）の大邸宅である。

そして、「西南東と本丸を開む三方には、御用屋敷・西ノ口上り屋敷・御花畠・新馬場・役者屋敷・御下屋敷・大守下屋敷・御下台所・御勘定所などの藩主屋敷や役所が置かれている。二ノ丸北側で西曲輪室町とのあいだには、国次役所や御評定所があり、東側の紫川に面して御藏・代米御藏、その南側には御普請所がある。郡方の役所としては、西曲輪南方の篠崎口辺に御郡代役宅・御郡方作事・御郡方御用屋敷」（前「同書」一三三～三四ページ）が集まつている。また、延享三年（一七四六）の記録（『巡見上使返答書覚』）では、武家屋敷の数は、先述の一の丸の大身五軒のほか、三の丸（三の曲輪）に四四軒、東小倉七七〇軒・西小倉八〇一軒の合計一六二〇軒となつてゐる。

第25表 町屋数と人数

時期	西曲輪	東曲輪
元禄12年（1699）	戸数3000戸、大商家26戸、上商人257戸、出商人1330戸、諸職人120戸、馬方137戸、船乗140戸、雜業385戸、諸芸人82戸	
宝永5年（1708）	873戸 4500人	1924戸 13565人
延享3年（1746）	763戸 9621人	2168戸
文政8年（1825）	808戸 2755人	1327戸 4688人
弘化2年（1845）	1040戸 3614人	1595戸 6777人

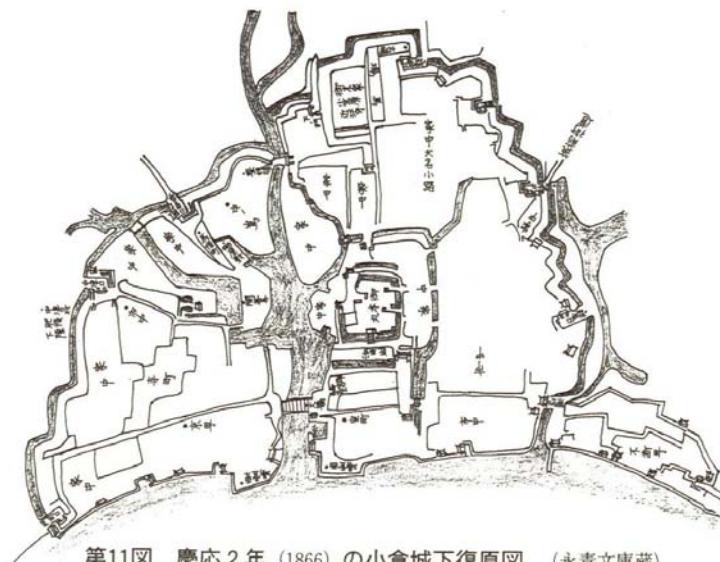
（『わが町の歴史 小倉』131ページ）

町ものであるので貴重である。

次に二つ図を掲載したので、参照のこと（第10図、第11図）。慶応二年（一八六六）の幕長戦争時の小倉城下



第10図 慶応2年（1866）小倉御城下絵図（写真）（永青文庫蔵）



第11図 慶応2年（1866）の小倉城下復原図（永青文庫蔵）